

I T 起業家支援事業費補助金交付要綱

令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、産業の振興による地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的とし、市内で新たに I T 関連の起業を行った者の起業後に要する経費に対し、予算の範囲内で I T 起業家支援事業費補助金を交付することについて、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成 1 7 年由利本荘市条例第 5 3 号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成 1 7 年由利本荘市規則第 4 0 号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成 1 7 年由利本荘市規則第 4 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) I T 関連 I T コンサルタント、システムエンジニア、プログラマー、W e b デザイナーなどの I T エンジニアをいう。
- (2) 起業を行った者 事業を営んでいない個人が所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)第 2 2 9 条に規定する届出書により、新たに市内において事業を開始してから起算して 6 箇月以内の者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内において I T 関連の起業を行った者
- (2) 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成 2 5 年由利本荘市条例第 8 号）第 2 条及び第 4 条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則（平成 2 8 年由利本荘市規則第 3 4 号）第 2 条及び第 4 条の規定による制限措置に該当しない者であること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を除くものとする。

- (1) 通信費
- (2) ライセンス料
- (3) クラウドサービス利用費
- (4) 資格取得費
- (5) その他必要な費用で、市長が認める費用

2 前項の規定にかかわらず、国又は県からこの要綱と同一の趣旨の補助金等を受けた場合又は受ける予定がある場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を控除するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10の額で、1事業者あたり50万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 この事業の補助対象期間は、起業後24箇月以内とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、条例及び規則に定めるところによるほか、規則に定める補助金等交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、年度ごとに申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例施行規則第3条第2項で定める納税等状況調査同意書及び由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第8条第2項で定める特例措置に係る市税等の納税等状況調査同意書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(補助事業の完了)

第8条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は会計年度終了後10日以内のいずれか早い日までに、規則に定める補助事業等実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し又は支払を証明する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、事業継続状況を報告するため前各号に掲げるもののほか、事業年度分の確定申告書等の写しを前項に規定する日まで、若しくは事業年度分の確定申告等を行った後速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 補助事業の遂行上必要と認めるときは、補助金の交付決定額の一部について概算払をすることができることとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、条例に定めるほか、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助対象期間内に補助対象事業を完了しなかったとき。

(2) 補助対象事業を完了した日から1年以内に廃業又は市外へ移転したとき。

(3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(財産の処分の制限)

第11条 補助対象者は、補助対象事業により取得した財産又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用又は譲渡、交換、貸付若しくは担保に供し、更には廃棄してはならない。ただし、当該取得財産の耐用年数を経過しているときは、この限りではない。

2 市長は、補助対象者が当該取得財産を処分することにより収入がある又は見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(帳簿及び関係書類の整理・保管)

第12条 補助対象者は、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。